（監視制御機能及び保守運用体制）

**第百三十七条の二**　設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信（同条第四号の五及び第四号の七に規定するものに限る。）を行う基地局若しくは高高度基地局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第十二号及び第十二号の二に規定するもののうち、無線局根本基準第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステム（次項において「自営等広帯域移動無線アクセスシステム」という。）以外のものに限る。）の基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制御機能及び保守運用体制について、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとする。

［一・二　略］

［2　略］

**第四節　混信の防止**

**第百三十七条の三**　高度一八キロメートルから五〇キロメートルまでに開設する固定局の地表面における最大電力束密度（搬送波のスペクトルのうち、最大の電力密度の一MHzの帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とし、一ワットを〇デシベルとする。）の値について、次の表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えないよう運用しなければならない。

| 電波の到来角（$\theta$） | 電力束密度 |
|---|---|
| 八度未満 | 次に掲げる式による値以下<br>$-130+3.85\times\theta$ デシベル |
| 八度以上四八度未満 | 次に掲げる式による値以下<br>$-103.2+0.5\times\theta$ デシベル |
| 四八度以上九〇度以下 | （一）　七九・二デシベル |

2　高高度基地局は、本邦以外の地表面における最大電力束密度（当該高高度基地局からの電波であつて、移動業務を行う無線局が受信する一、七一〇MHzから一、八八五MHzまで、二、〇一〇MHzから二、〇二五MHzまで及び二、一一〇MHzから二、一七〇MHzまでの周波数の電波のスペクトルのうち、最大の電力密度の一MHzの帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とし、一ワットを〇デシベルとする。次項において同じ。）の値が、表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えないよう運用しなければならない。

| 電波の到来角（$\theta$） | 電力束密度 |
|---|---|
| 一一度未満 | （一）　一四四・五五デシベル |
| 一一度以上八〇度未満 | 次に掲げる式による値以下<br>$-144.55+0.45\times(\theta-11)$ デシベル |
| 八〇度以上九〇度以下 | （一）　一三三・五五デシベル |

（監視制御機能及び保守運用体制）

**第百三十七条の二**　設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信（同条第四号の五及び第四号の七に規定するものに限る。）を行う基地局若しくは高高度基地局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第十二号及び第十二号の二に規定するもののうち、無線局根本基準第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステム（次項において「自営等広帯域移動無線アクセスシステム」という。）以外のものに限る。）の基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制御機能及び保守運用体制について、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとする。

［一・二　同上］

［2　同上］

［新設］